

## 水道事業施設修繕業務委託特記仕様書

### 1. 修繕業務の範囲

- (1) 導水管、配水管の修繕業務
- (2) 給水装置の修繕業務
- (3) その他の修繕工事で必要と認めたもの

### 2. 集金業務

給水装置の修繕工事を行った場合は個人負担となるが、修理代の請求は受託業者が行うこと。

### 3. 責務

業務を円滑に遂行するため、常時対応できる体制をとること。

### 4. 委託料の支払い

- ・日報及び実績表を年4回提出すること。なお、日報には、配管の詳細図（口径資材等）を記入すること。
- ・支払いは以下の4回とする。

1回目	:	6月
2回目	:	9月
3回目	:	12月
4回目	:	3月

### 5. その他

業務遂行で疑義が生じた場合は、両者で協議するものとする。

## 修繕業務詳細

平成29年度修繕業務は、下記に基づき実施することとする。

1. 業務の内容・範囲は特記仕様書に基づき実施するものとする。
  - ① 中種子町水道課が発注する修繕業務について、配管工及び給水装置取り扱い技術者を配置し、いかなる場合においても従事する体制を整えておくこと。  
また、土曜日・日曜日・祝祭日・及び夜間の連絡先を確保し、その事業所及び従事者の連絡先を明記した書類を水道課に提出すること。
  - ② 修理に要する資材のうち、石綿管及び口径の大きな本管の漏水工事等に使用する資材等は水道課より支給するが、その他の工事に必要が見込まれる物については、受託者で可能な限り手配するものとする。  
(重機・ポンプ・舗装用カッター・工具・配管資材他)
  - ③ 公道等に埋設された水道管の修繕工事を行った場合は、作業がスムーズに進行するよう心がけ修繕工事の作業終了まで安全の確保及び早急の供用開始に努めること。
2. 中種子町水道課が管理する施設については、委託者で支払いするが給水装置等個人が管理する施設については、管理者に請求するものとする。  
なお、これにかかった経費は、受託者の責任において給水装置の管理者に請求するものとする。
3. 日報及び実績表については、契約書及び特記仕様書に基づいて書類を水道課に提出し、精査後精算する。

平成29年度

# 水道事業施設修繕業務委託

1. 工事概要

中種子町水道給水区域内修繕業務

2. 見積金額

工事費  
消費税額  
設計額

円  
円  
円

中種子町水道課

